

自主防災組織 活動の手引き

(設立から活動まで)



幸手市のマスコット
さっちゃん

幸 手 市

目 次

第1章 自主防災組織とは？

1. 自主防災組織の必要性	2
2. 自主防災組織の役割	3
3. 自主防災組織ってどんな組織？	4
(1) 自主防災組織の規約	5
(2) 自主防災組織の防災計画	5
(3) 行政区を活用した自主防災組織	6
(4) 自主防災組織役員への配慮	6
4. リーダーの役割	7
(1) 自主防災組織の現状把握	7
(2) 地域の状況把握と防災マップの整備	10
(3) 自主防災組織の活動目標の設定と策定	12

第2章 平常時の防災活動

1. 市民への防災知識の普及・啓発	14
(1) 防災知識の普及	14
(2) 家庭内対策の促進	15
2. 災害弱者（避難行動要支援者）への配慮と対策	19
(1) 災害弱者（避難行動要支援者）とは？	19
(2) 普段から災害弱者との交流が大切	19
(3) 避難行動要支援者の把握	19
(4) 地域として取り組むべき対策	20
(5) 災害弱者（避難行動要支援者）が参加する防災訓練の実施	20
3. 防災訓練の実施	21
(1) 防災訓練の目的	21
(2) 訓練の成果をあげるために	21
(3) 事故防止	22
(4) 防災訓練時の補償制度適用について	23
(5) 各種訓練	23
4. 共助（近所）による自主防災組織の活性化	28

第3章 自主防災組織補助金申請

1. 幸手市自主防災組織補助金要綱	32
2. 幸手市自主防災組織補助金の手続き	34

資料編	38
-----	----

第 1 章

自主防災組織とは？

この章では、自主防災活動の必要性やリーダーとしての考え方、組織の運営などについて説明します。

自主防災組織とはどのような役割を担っているのか、理解を深めていただきたいと思います。



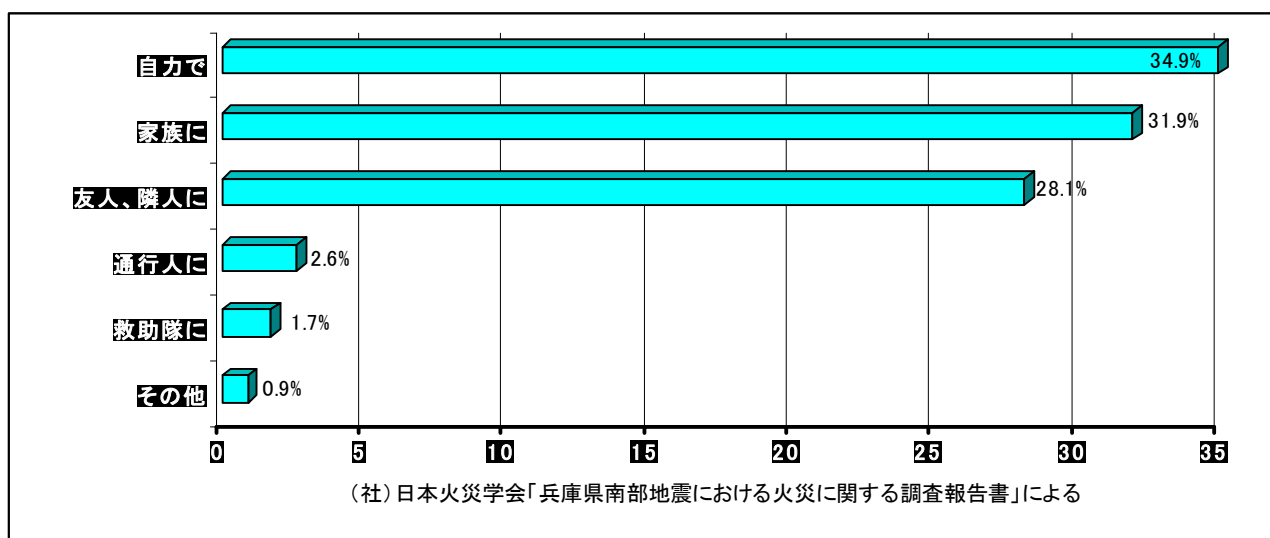
1 自主防災組織の必要性

(1) 地域防災力の必要性

阪神・淡路大震災や東日本大震災、更には近い将来に起こるであろうといわれている首都直下型地震のような大震災から自分や家族の命を守るためには、様々な災害の発生に備えた十分な対策を平常時から講じておかなければなりません。しかし、大規模な災害が発生すると、交通の阻害や同時に多発する火災等への対応から、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下します。災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。

このため、発災直後の人命救助や初期消火活動は、近隣住民の協力が大きな役割を果たすことになります。

生き埋めや閉じこめられた際の救助

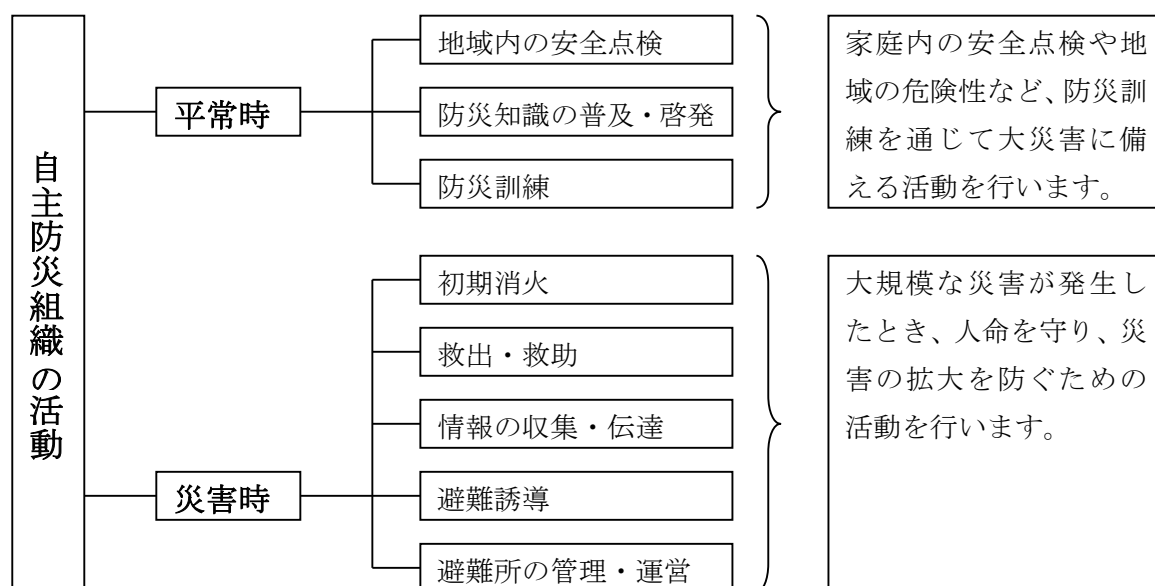


(2) 協働の精神による防災体制の確立

地域の防災力を向上させるには、自主防災組織の活性化は必要不可欠です。平常時から行政（消防署を含む）や消防団と緊密な連携をとり、いつ何時起こるかわからない災害への備えをする必要があります。また、地域協働のまちづくり推進会からの支援を積極的に受ける中、ボランティア団体、学校、事業所等の組織やグループ等と連携しながら、地域ぐるみで防災力の向上を図っていく必要があります。

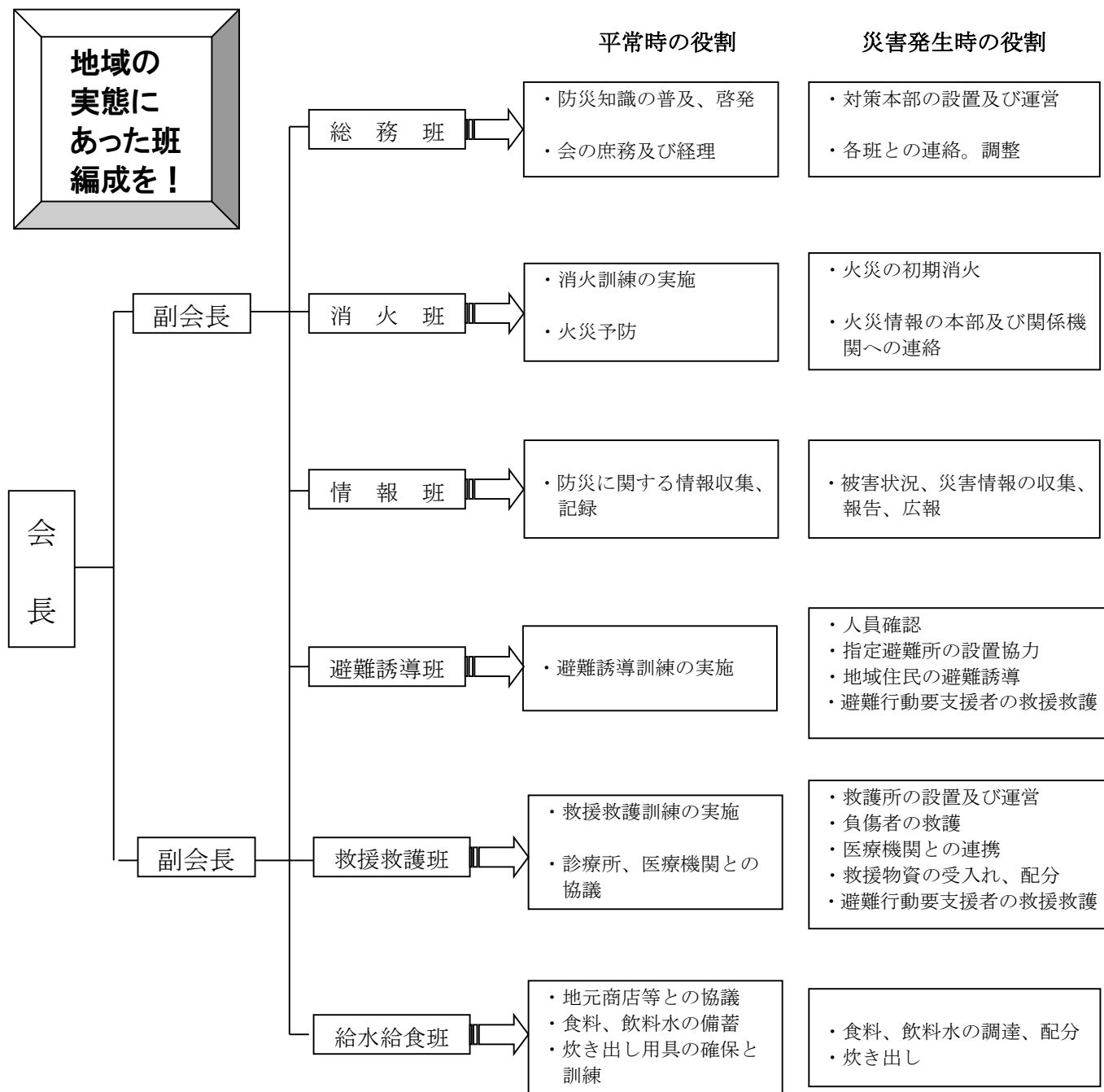
2 自主防災組織の役割

災害は大きければ大きいほど、被災者数が膨大となるのみではなく、市役所や消防署その他公共施設自身が被害を受け、これらの機関の災害活動に支障をきたすケースが増大することとなります。更に災害発生直後には、情報等も混乱し適切な対応が困難となることが予想されることから、地域住民が助け合い、人命救助や初期消火に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たすことになります。



3 自主防災組織ってどんな組織？

自主防災組織は、基本的に会長・副会長を中心とした組織体制が必要となります。概ね次のような役割別の班構成をつくり訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制を整備してください。



※班の数は、区長会等の役員数にあわせると組織し易い。

(1) 自主防災組織の規約

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした運営ルールを策定しておくことが重要です。具体的には、次の点に注意して規約を作成しましょう。

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を行政区とは別に設けている場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ③ 規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

(2) 自主防災組織の防災計画

防災計画の策定にあたっては、日ごろどのような対策を進め、災害時にはどのように活動するかを具体的な内容で示す必要があります。

河川が氾濫しやすい、お年寄りが多いなど地域の実情を踏まえた上で、きめ細やかな防災計画を立てることが重要です。また、市が作成している「地域防災計画」とは密接に関係しますので、内容をよく確認した上で策定していただくとともに、行政機関・地域の消防団等と十分な協議を行い、適切な計画を立てるようにしてください。

●防災計画に盛り込む内容例●

- 自主防災組織の編成と任務分担
- 防災知識の普及・啓発事項、方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報の収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動、医療機関への連絡
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 食料・飲料水の確保、配給、炊き出し
- 他組織との連携

(3) 行政区を活用した自主防災組織

既存の行政区を利用した自主防災組織には、二つのタイプがあります。

一つ目のタイプは、行政区の役員がそのまま自主防災組織の役員も兼ねるもので、組織づくりが簡単です。

二つ目のタイプは、行政区とはまったく別に自主防災組織をつくるもので、行政区の役員の負担は軽くて済みます。

●自主防災組織のタイプと特徴●

	重 複 型	別 組 織 型
タイプ	行政区の役員が自主防災組織の役員も兼務する。	行政区が中心になって、行政区とはまったく別個に自主防災組織をつくる。
長所	・組織づくりが容易。活動を継続しやすい。 ・住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	・役員の負担が軽い。 ・経験が蓄積され専門性が高まる。 ・活動の独自性を発揮しやすい。
短所	・行政区内の役員交替によって活動方針や熱意が変わる。 ・行政区の仕事を優先するため、自主防災の活動まで手が回らない。	・地域内に2人の「長」がいて混乱を招きやすい。

(4) 自主防災組織役員への配慮

自主防災組織は、災害発生時の被害を防止または減災させ、地域を自分たちの手で守ろうという自主的な組織です。ですから、会の役員も画一的に押し付けることは避けましょう。

組織は、リーダーやサブリーダーの熱意いかんで、有効なものにも、形式的に過ぎないものにもなります。消防団員経験者などの防災活動の経験豊富な人や、真に意欲のある人を選ぶことが望ましいといえます。

4 リーダーの役割

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、協働のまちづくり推進会の支援を受けながら地域の人たちと協力し、安全点検、防災資機材の整備、※避難行動要支援者の把握などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

(1) 自主防災組織の現状把握

① 各種台帳の点検・整備

自主防災組織に必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者台帳などがあります。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するのに必要となります。すべての台帳を整備するのが理想ですが、一度に作成が難しい時は作成出来る台帳から徐々に整備してください。リーダーは、常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるかを的確に認識しておくとともに、地域内の各種ボランティアや事務所、学校、消防団等についても把握し連携することが求められます。

ただし、これらの台帳については、プライバシーに関わる事項もありますので、保管方法については十分注意する必要があります。

台 帳 名	内 容
自主防災組織台帳（P. 39 参照）	組織の世帯数、役員、防災訓練、講演会等の活動の状況や危険箇所、避難場所及び装備品など、自主防災組織の概要を年次ごとに記録したものです。人数や資機材などは、毎年点検して見直す必要があります。
世帯台帳（P. 40 参照）	世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は、避難所での世帯人員確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。ただし、プライバシーに触れる項目については、記入しなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。
人材台帳（P. 41 参照）	災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格（医師、看護師等）・技能（消防団員、重機操作等）を持った人材をまとめておく台帳です。
避難行動要支援者台帳 （P. 42 参照）	自主防災組織内で介護が必要な人など、災害弱者を把握するための台帳です。事前に避難誘導の担当を決めたり、避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。作成にあたっては、民生委員の協力も必要になります。プライバシーの確保については十分注意してください。

※ 避難行動要支援者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等

② 防災資機材の点検整備

防災活動をスムーズに行うためには、それぞれの活動に必要な資機材を整備する必要があります。災害発生時に備えて、現在ある防災資機材を点検し不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。

また、備えておくだけで、いざというときに使えなければ意味がありません。日ごろから有効期間などに配慮して点検を行い、訓練などで取り扱いをマスターしておきましょう。

●一般的な防災資機材の装備品(参考例)●

区 分	品 名
本部運営用	作業着、帽子、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、防水シート、テント、ベスト
情報連絡用	携帯用無線通信機、トランジスターラジオ
消火活動用	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース
救出救護用	スコップ、バール、ツルハシ、ハンマー、斧、鋸、掛矢、ジャッキ、ロープ、梯子、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット、AED、救助用ボート
避難誘導用	避難誘導旗、ハンドマイク、強力ライト
給食給水用	鍋、釜、携帯用コンロ、ポリタンク、浄水器
防災倉庫	自主防災倉庫その他当該倉庫に必要な備品



③ 避難生活計画書の整備・点検

大規模な災害が発生した場合には、多くの避難者で大混乱になることが予測されます。避難生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ避難生活計画書を作成しておく必要があります。

また、避難生活は、複数の自主防災組織が集まって営まれるため、同じ避難所に避難する組織同士でよく話し合い、協力して避難生活計画書の作成を行うようにしましょう。

ア．自主防災組織の状況

役員の氏名、連絡先や世帯数、人口など自主防災組織内の状況をまとめておきましょう。

また、組織の状況をまとめた資料は、避難所などを共用する他の自主防災組織と共有することも必要です。

イ．防災倉庫の備蓄状況

【資料編P43参照】

自主防災組織内の防災倉庫で備蓄している防災資機材などの状況をまとめておきましょう。

ウ．防災地図の作成

避難場所、避難所、火災時に避難する一次避難場所などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部設置予定場所など、地区周辺の状況などがわかるように地図を作成しましょう。

エ．避難場所や避難所の状況

避難場所、避難所、火災時に避難する一次避難場所などについての情報を取りまとめておきましょう。

なお、単独の自主防災組織では作成が困難だったり、自主防災組織間だけでは収集・整理できない場合が考えられます。この場合は、市や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

オ．避難所の運営組織

避難所の運営については、あらかじめ誰が何を担当するのか、どのような組織形態が必要となるのかなど、避難所を共有する自主防災組織で検討しておき、発災後の運営に支障をきたさないようにしておきましょう。

カ．安否確認カード

【資料編P43参照】

大規模な災害が発生したときに、住民の安否を正確に確認することは、応急対応を行う上で最も重要であり、そのための基礎データとなるものです。

キ．避難者名簿

【資料編P43.P44参照】

避難者名簿の作成は、避難所を運営していく上で最初に行わなければならない作業です。

(2) 地域の状況把握と防災マップの整備

① 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の地域がどのような状況になっているのか、どんな人が住んでいるのかを知ることです。

次の項目について点検してみましょう。

地理的条件は？

- ◆地形、地質、水利、住宅密集度
- ◆避難地に適した場所か など

社会的条件は？

- ◆世帯数、昼夜別人口
- ◆生活必需品の取り扱い店舗
- ◆行政や医療機関の位置と所要時間
- ◆交通手段や通信手段 など

住民の構成状況は？

- ◆各世帯の家族構成、高齢者、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者の居住状況
- ◆救助活動経験者（元消防士、元看護師等）、ボランティア活動経験の協力
- ◆利用可能な建物所有者などの協力依頼 など

防災上の危険要因は？

- ◆道路・橋梁の幅と使用の可否
- ◆爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- ◆倒壊の恐れのある家屋、煙突、塀、自動販売機
- ◆ガラス等落下危険物 など

防災上の安全要因は？

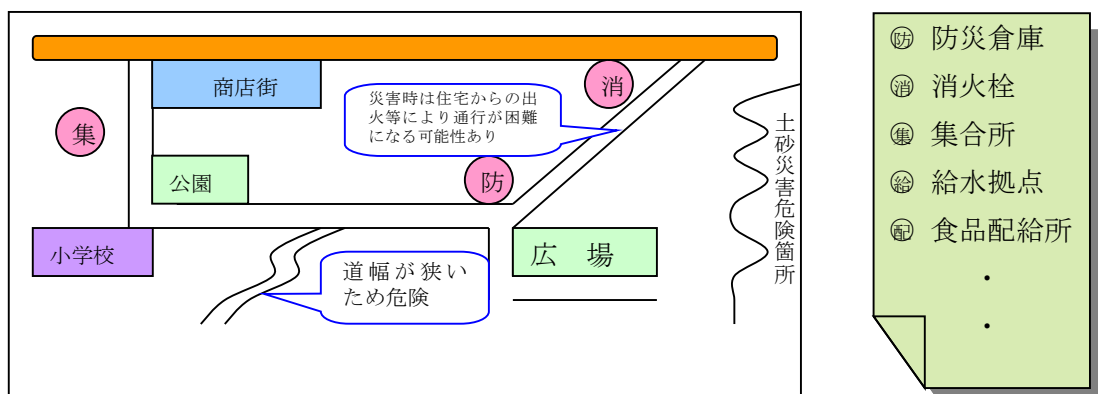
- ◆井戸、貯水槽等の水源
- ◆可搬式ポンプ、街頭設置消火器等の資機材設置場所
- ◆避難路や避難地に適した場所の確認 など

② 地域の防災マップの整備・点検

地域内の危険区域や防災施設を把握したら、その内容を盛り込んだ防災マップを作成します。作成にあたりましては市のハザードマップを参考にいたしましょう。

防災マップは、その地域の危険な場所・施設、道路、自主防災組織の拠点（本部）、避難所等の防災上必要な施設や設備を記入したもので、防災上の課題把握や災害時の活動を行う上での事前資料として役立ちます。もちろん、平常時においては定期的にこのマップを活用しての図上訓練〔D I G〕（ディグ）を行いましょう。

ー防災マップー



(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

あなたの自主防災組織の現状を把握したら、次はその内容をもとに分析を行います。

組織の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することで、組織内のメンバーの意識を高めます。

リーダーは、率先して多くの意見を聞き組織全体で取り組みましょう。

中・長期活動計画(例)

【目標】

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
- 2年目：各班の行動の明確化
- 3年目：防災資機材の充実

【行動計画】

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
 - 4～6月＝家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
 - 7～8月＝講習会の実施
 - 9～1月＝家庭内の実施状況のチェック

年間活動計画(例)

○年○月○日 自主防災会打ち合わせ

○月 台帳見直し

- 月 家具固定等のアンケート実施
- 月 班単位の検討会
- 月 地震防災訓練
- 月 総合防災訓練打ち合わせ
- 月 総合防災訓練
- 月 防災資機材の点検
- 月 防災講演会
- 月 家具の固定実施

事業・活動計画策定の流れと留意点

1

班別に計画を検討

各班別に検討を行う。部門別で検討を行うことで、活動の漏れをチェックできます。

2

優先順位をつけて検討

各班別の意見をテーマ別に関連付けて整理し、優先順位をつける。重要度や緊急性を考慮して、実現可能なものを検討する。

3

時間や予算を考慮して計画策定

テーマ別に整理されたものを、組織の現況をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を考慮し活動計画を作成する。

4

年間重点項目の決定

年間活動計画に重点項目（目玉事業）を設けることで、メリハリのきいた計画ができます。中・長期計画を立てる上でも役立ちますので要検討。

第 2 章

平常時の防災活動

この章では災害発生時に備えて、自主防災組織として平常時に実施すべき事項を説明します。被害を未然に防ぐには、平常時に何をしておくかで大きな違いが出ますので、家庭内においての対策や防災訓練についての理解を深めてください。



1 市民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を身につける必要があります。そのためには、自主防災組織があらゆる場を通じ、住民に防災に関する知識や情報を伝えるとともに、伝達機会を設けることも求められます。

まず、防災の取り組みは、生きぬくことが基本であり、地域住民の連帯や※協働の精神がなければ困難であることを伝えましょう。そのことを住民一人ひとりが理解できれば、その地域は災害に強いまちづくりに一歩近づくことになります。

※ 協働とは、お互いに顔の見える範囲に住む人々が、様々な問題や課題を発見しその解決に努め、共通目標に向けて取り組むことです。

●防災知識普及のポイント●

- まず各家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう(家具の固定、防災グッズの備え付け等)
 - 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
 - 継続的な知識の普及活動に努める
 - 市や消防機関などの講演会や研修会に参加する
 - 県や市が発行しているパンフレットやマニュアルを活用する
 - 地域協働のまちづくり推進会との連携を密にする(積極的に支援を受ける)
 - 防災マップを活用する
 - 災害体験者や災害地の現地視察者などの話を聞く
 - 起震車による地震の疑似体験、防災ハイキング、市民運動会など、イベントの中で防災について考える機会をつくる
- ※市では、いつでもどこでも無料で防災講話を行っておりますので依頼しましょう

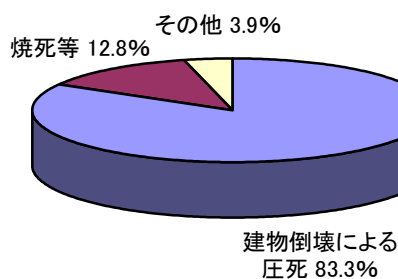
(2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災で亡くなった方の83.3%は、建物の倒壊が原因でした。また、ケガをした方の半数近くは、家具の転倒によるものでした。

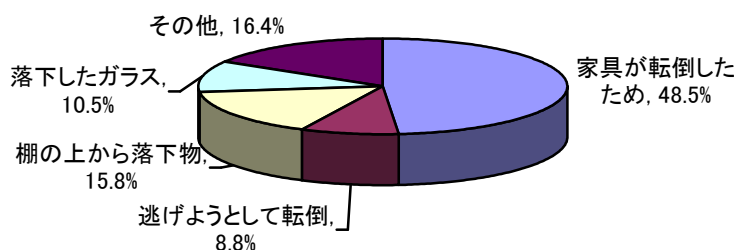
この経験から「建物の倒壊が人命に直結する」という意識は一般に定着し、建物の倒壊に対する危機意識は高まりました。しかしながら、この危機意識が自宅の耐震改修等の具体的な行動に必ずしも直結していないのが現状です。

■阪神・淡路大震災で多くの人命を奪った建物被害

死因別の状況



ケガをした人の原因



大災害が起こった場合に備えて、防災グッズ（携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等）を準備したり、家族との連絡方法を定めるなどの具体的な事前対策を実施することを勧めます。

阪神・淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震や中越沖地震で高まった防災意識を風化させることなく、もう一度震災直後の悲惨な状況を思い出し、各家庭における防災対策を徹底する必要があります。

家庭内対策のポイント

家屋の耐震診断と補強

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅は、市の建築指導課（建築指導担当）に申し込めば無料で簡易耐震診断が受けられます。



ブロック塀の点検と改善



門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れがなかったり鉄筋が入っていないなど、安全でないものがあります。避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり、緊急車両等の通行の妨げになりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼び掛けてください。

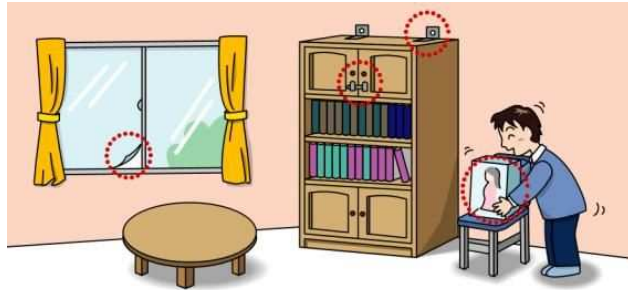
ガラスの飛散防止

阪神・淡路大震災では、ガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



家具類の転倒・落下防止

家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようあらかじめ固定しておきましょう。冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。



非常持出品の準備



避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水（3日分）、救急医薬品、日用品、貴重品等を準備しておきましょう。

【持ち出し品リスト例】

食料・・・3日分

主食：米、乾パン、インスタント食品など

副食：漬物、梅干、佃煮、缶詰など

調味料：みそ、しょうゆ、塩など

飲料水・・・1人につき1日3リットルの水を最低3日分

救急医薬品・・・包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、風邪薬、常備薬など

非常持出品・・・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパーなど

夜、寝ているときにも、身近なところに懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。（素足では、割れたガラス等でケガをします）

赤ちゃんのいる家庭では、ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、オムツ、清浄綿、おぶい紐、バスタオル又はベビー毛布等を用意しておきましょう。

家庭内での役割分担を

災害発生時には、家族の身の安全を守るため、各人の役割や連絡方法を決めておくことが重要です。定期的な話し合いを積み重ねることで、いざというとき、落ち着いて適切な行動がとれるようになります。



・役割を決めて家庭内で確認しましょう

台所、暖房器具など、火気まわりの安全対策・・・・・・・・○○○○
タンス、本棚、食器戸棚などを倒れないようにする・・・・・・・・○○○○
窓ガラスの飛散防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○
出入口までの避難経路や、安全な場所（部屋）の確保・・・・・・・・○○○○
消火器・バケツの確認と点検・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○
飲料水や食料品の点検と補充・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○
非常持出品の点検と補充・・・・・・・・・・・・・・・・○○○○

家庭内で定期的に防災会議を行いましょう

- (1) 地震が起こったときの身の守り方
- (2) 家族が離れているときに災害が発生した場合の連絡方法
(避難場所での待ち合わせは、何時にバスケットコートなど
詳細に決めてください。出来れば複数個所)
- (3) 避難場所とそこへ行く道順
- (4) 火の始末、非常持ち出し品など災害時における家庭での役割
分担
- (5) 応急手当の仕方

2 災害弱者(避難行動要支援者)への配慮と対策

(1) 災害弱者(避難行動要支援者)とは？

災害時に、自分の生命・安全の確保が困難で、何らかの支援を必要としている人を指します。身体や精神に障害を持つ人だけでなく、要介護高齢者、傷病者、理解や判断力が未発達の子供、妊婦、体力的に衰えのある高齢者なども含まれます。また、地理や日本語に関する知識が乏しい外国人なども、災害の危険を認識しにくいことから災害弱者に含まれます。

(2) 普段から災害弱者との交流が大切

災害弱者は、ハンディキャップの内容や程度によって、その支援内容は様々です。自主防災組織として、日ごろから災害弱者と交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが重要です。

なお、プライバシーに関する部分には十分気をつけ、配慮を怠らないようにしてください。

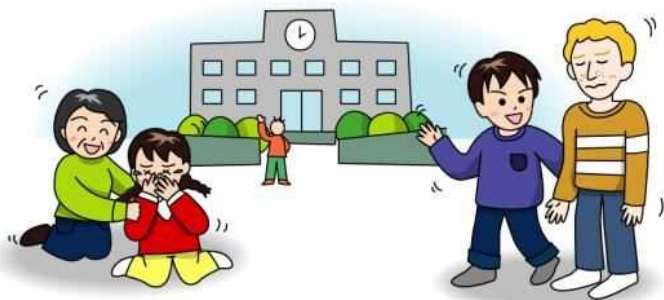


(3) 避難行動要支援者の把握

災害が発生したときに、避難行動要支援者の安否確認、避難支援等が確実に行えるよう、地域で予め要支援者の住所等を把握しておく必要があります。

ポイント

避難行動要支援者は、避難等に時間がかかることもあります。事前にどのような支援が必要か自主防災組織内で話し合い、迅速に支援できる体制をつくることが大切です。



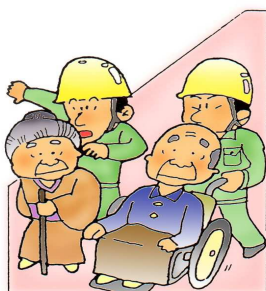
(4) 地域として取り組むべき対策

- ・ 発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害者のある人には、直接連絡する担当者を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ・ 高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ・ 避難所では、避難行動要支援者が少しでも生活がしやすい場所に配慮してください。必要に応じて避難行動要支援者のための備蓄も必要です。避難所で情報を伝達する際には、視聴覚障害者のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。



(5) 災害弱者（避難行動要支援者）が参加する防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。避難行動要支援者やその家族の方に、積極的に防災訓練に参加してもらいましょう。



3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

実際に災害に直面したとき、とっさに適切な行動をとるのは難しいものです。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日ごろから繰り返し十分な訓練を積んでおく必要があります。自主防災組織では、定期的にさまざまな訓練を行い、より多くの人に参加を呼びかけましょう。

防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せないことを知るべきです。

(2) 訓練の成果をあげるために

①訓練計画を立て計画的な訓練を実施

防災訓練の成果を上げるためには、決められた時間内で効果的な訓練を行うことが必要です。訓練の目的や実施要領を明らかにし、実施計画を立ててみましょう。消防署に相談するのもいいでしょう。消防署では無料で訓練の指導を行っております。

②関連機関との調整

訓練の実施計画ができれば、早い段階で防災担当者や消防署に内容の確認・検討と協力を依頼いたします。消火訓練や救出救助訓練などは、危険がともないますので、必ず消防機関との綿密な打ち合わせが必要です。訓練予定日直前には、再度確認しておくことも忘れないでください。

③地域の特性に応じた訓練の実施

地域によっては、災害の危険性は異なります。その地域の特性を考えた訓練を行うとよいでしょう。

●住宅密集地	延焼火災を想定した訓練。シナリオのない訓練
●社会福祉施設の隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練
●事業所が混在した地域	住民と事業所の合同訓練
●病院に隣接した地域	住民と病院の合同訓練



④訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

●訓練の実施を周知徹底	訓練日時は、回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、訓練の実施をすべての住民に周知徹底しましょう。
●訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に訓練を実施すると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人が参加できる日時も積極的に取り入れましょう。
●訓練内容に変化をつける	訓練内容も、いつも同じ内容では参加者が減少します。毎回テーマや年代層を絞って変化にとんだ訓練を実施します。女性だけや高齢者と子どもを対象とした避難訓練、高校生などによる情報伝達訓練、地域の災害を想定したイメージトレーニングなど、マンネリにならないよう工夫してみましょう。

⑤興味をもって参加し楽しめる訓練

防災訓練は、自主防災組織の活動や各種防災資機材の操作方法を地域住民に理解してもらう良い機会です。しかし、住民にとっては、何となく堅苦しく参加しにくいイメージがあります。少しでも参加しやすくなるよう、イベント的な要素を取り入れるなど工夫してみましょう。

【訓練の具体例】

・バケツリレー競争 ・起震車体験
・スモークハウス体験 ・防災クイズ など



(3) 事故防止

訓練中の事故を防ぐために、次の点に注意してください。

①危険を伴う訓練は、必ず専門家の指導を受けましょう

消火訓練や救出・救助訓練は、必ず消防署員などの専門家の指導を受けましょう。

②事前に十分な説明をしましょう

訓練前には必ず参加者に注意を促し、訓練で使用する資機材の操作方法や危険性について、十分な説明を行いましょう。

③服装は訓練に適したものを着用しましょう

軍手、ヘルメット（防災頭巾）なども、必要に応じて身につけましょう。

④訓練中に事故が発生した場合は適切な処置をしましょう

訓練中は整理・整頓を心がけ、事故防止には万全の注意を払いましょう。万が一事故が発生した場合は、けが人の救護を最優先にして適切な措置を行いましょう。

(4) 防災訓練時の補償制度適用について

市では、市が主催する防災訓練や市や消防署で認めた防火防災訓練を行う際の事故に備え、防火防災訓練災害補償等共済に加入しています。なお、この制度は各自主防災組織が行う防災訓練時の事故につきましても、対象になりますが、事前に市又は消防署に訓練計画書を届け出る必要がありますので、忘れず届け出て承認を受けてください。

防火防災訓練災害補償等共済制度の内容

死亡一時金	後遺障害一時金	入院療養補償	通院療養補償
700 万円を限度	障害の等級に応じて 700 万円を限度	入院日数×1 日 3,500 円	通院日数×1 日 2,500 円

(5) 各種訓練

防災訓練では、概ね次の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も欠かすことのできない、そして複合的に機能して被害を食い止めるための重要な訓練です。また、大地震が起こった時、身の回りでどんな災害が発生する可能性があるのか、あらかじめ知っておくことも大切です。イメージトレーニングや図上訓練にも積極的に取り組み、いざというときに落ち着いて行動できるようにしておきましょう。

■代表的な防災訓練

初期消火訓練

消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の使用手法や、消火技術を習得します。火災から身を守る方法などについても学びます。



災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、市も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマで住民が混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を訓練しておきましょう。

情報収集訓練の流れ

地域の避難状況、災害に伴う被害状況(死傷者、建物、交通等の破損の程度)、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市災害対策本部等に報告する手順を訓練します。

①情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。同時に住民からの被害報告の状況を確認する



②情報班員は、現場で地域住民から被災状況を収集する。(情報班員は、「いつ、何(誰)が、どこで、どうして、どのように」になっているかをメモにとる)



③地域住民は、地域の状況を情報班員に伝達する。(不正確な伝達は、かえって混乱をきたす要因となるので、口頭での伝達は避ける)



④情報班員は、情報班長へ収集した情報を伝える



⑤情報班長は、この情報を記録、整理して市災害対策本部等に報告する

情報収集訓練のポイント

- ①**時機に適した報告**…詳しい状況がすぐに分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に、確認した情報を報告するなど、時機に応じた報告が重要。(バイク団体などの協力があると効果的)
- ②**事実の確認**…災害時にはデマや噂が流れがちになる。情報はできるだけ確認すること。
- ③**情報の一元化**…市の対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がないようチェックする体制を敷く。
- ④**定期的な報告**…「異常なし」も重要な報告
- ⑤**通信機器に慣れる**…無線などの使用方法をマスターする。通話は簡潔に。(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)

情報伝達訓練の流れ

市の災害対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する手順を訓練します。

情報伝達訓練のポイント

①市災害対策本部は、自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す



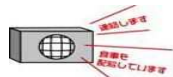
防災行政無線・サイレン・
防災情報メールなどで伝達



②自主防災組織本部の情報班長は、わかりやすい伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす
(口頭だけでなくメモも渡して正確な情報を伝える)



③情報班員は、地域分担して巡察し、拡声器などで伝達する(口頭だけでなく、チラシや掲示板などにも掲示する)



- ①情報伝達は難しい言葉は避け、簡単な言葉で
- ②情報は口頭だけでなくメモ程度の文書も渡す
- ③情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させる
- ④デマや噂には数字が絡むことが多い。数字の伝達には特に注意を
- ⑤各世帯への情報伝達を正確かつ効率的に行えるよう、あらかじめ自治会内の伝達経路を定めておく
- ⑥視聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人への情報の伝達には十分配慮する

避難訓練

突然災害が起こっても、すばやく安全に避難できるように、避難経路や避難所などを地域住民一人ひとりに周知します。

その際、避難時の携行品や服装などについても指導します。

また、リーダーとしての誘導方法や、一人で避難することが困難な災害弱者への手助けの方法なども習得します。



発災時の避難訓練の流れ

①情報班により地域住民に「〇〇による避難勧告」を伝達



②各人の避難にあたっては、火災発生防止の処置を行うとともに、安全な服装で当座の必需品を携行して避難所に集合する



③避難所の人数を迅速に確認する
不明者がいる場合には、手分けをして安否を確認する

避難訓練のポイント

- ①情報班による避難勧告の伝達
- ②避難者の人数、災害弱者の状況を把握
- ③避難所への避難のためのグループをつくり、誘導員、情報員などの役割分担を示す
- ④リーダーは避難地、避難経路を適切に選び伝達する
- ⑤災害弱者を中心にして、避難者がはぐれないようロープなどにつかまって避難する
- ⑥避難途中も、ラジオなどから災害情報を入手する
- ⑦避難所へ到着したら、出発時に確認した人数が揃っているか確認する
- ⑧避難訓練は、夜間にも行ってみましょう

救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用方や家屋の倒壊、落下物によるけが人の救護活動などを学びます。

応急手当の方法などについても習熟します。



給食・給水訓練

大規模な災害が起こると、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するので、食料や飲料水などの入手が困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対処しなければなりません。

そのため、協力して給食・給水活動を行うことが重要となります。

①給食・給水班を構成する（衛生に留意）



②テントを張り、テーブルを用意



③釜や飯ごう、大鍋などを使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う（被災後の衛生状況が悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかり行う）

給食・給水活動のポイント

- ①各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、本部（現地災害対策本部等）に報告する。
- ②公的機関などから救援物資が届いた場合
 - ・配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する
 - ・自主防災会などの班単位の代表者に配給し混乱を防ぐ

災害図上訓練【DIG】

参加者が大きな地図（防災マップ）を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。また、避難所で起こる様々な出来事にどう対処していくかを模擬体験するゲーム（HUG）の活用も有効です。

4 共助(近助)による自主防災組織の活性化

大規模な災害が発生すると、単位自主防災組織だけで対応することは困難です。近隣の自主防災組織と相互に情報を交換したり、助け合う協力体制が必要となってきます。

そのためには、普段から近隣の自主防災組織や、消防団、地域の行政機関、災害ボランティア等と連携をとることで、いざという時、一体となって防災活動を行うことが可能になります。

消防団との協働

日ごろから火災予防や初期消火活動を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって最も頼れる存在です。消火訓練はもちろん、救出・救護や避難所での活動においても、消防団とは密接な連携をとることが必要です。

- 消防団の放水訓練
- 可搬式ポンプの使用方法などの指導
- 災害時の救出・救護、誘導などの協力

学校(教員)との協働

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わることもあります。実際に避難した際に混乱しないよう、近隣の自主防災組織とも一緒に避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

- 避難所運営についての体制の確立
- 学校施設の状況や保有する資機材の確認

近隣の自主防災組織との協働

災害時、避難所が一緒になる場合があります。日ごろからコミュニケーションをとり、災害時に混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心がけてください。

- 近隣自主防災組織との定期的な会合
- 災害時の応援協力体制の確立
- 合同訓練（講演会等の催し物）の開催
- 避難所の運営体制の構築（分担）⇒避難生活計画書の作成
- 保有する資機材情報の提供

地域の事業所との協働

平日の昼間発災した場合など、地域の事業所が保有する資機材の提供や、従業員による救出・救護活動への協力が得られれば非常に役立ちます。地域内にどんな事業所があるかを把握し、定期的な防災訓練への参加を呼びかけたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど、日ごろから密接な連携をとっておきましょう。

- 災害時（訓練時）の協力体制の構築
- 防災訓練への参加呼びかけ
- 救出・救護、災害弱者の避難などへの従業員の協力
- 災害弱者の避難場所としての施設の開放
- 外国人労働者への防災知識の普及

その他の人材・団体との協働

地域内には、NPOや災害ボランティアをはじめ、日赤奉仕団、医療機関（医師）など、防災活動に携わることが可能な人材や団体が存在します。このような団体とも連携を取り、協力体制を確立しておきましょう。

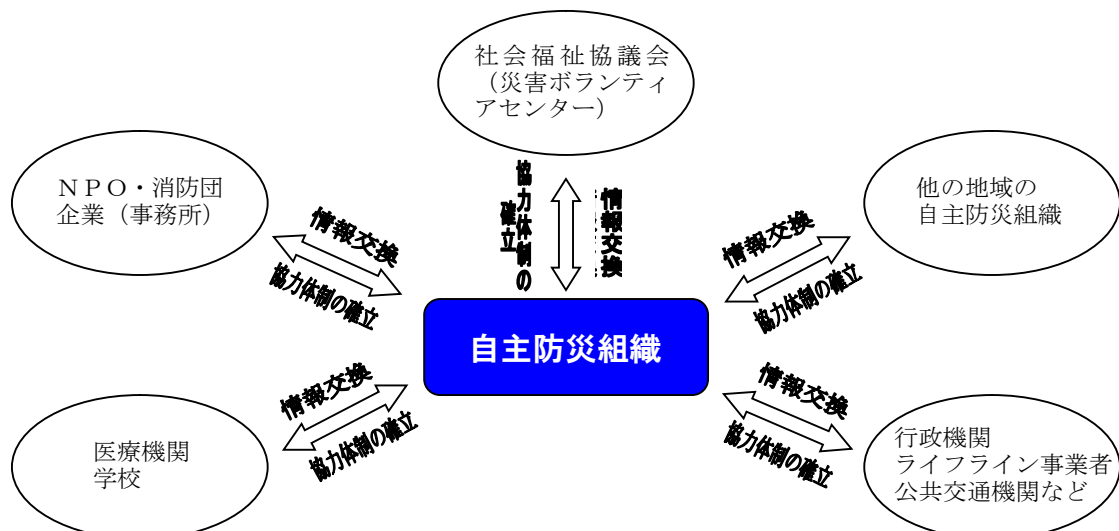
- 炊き出し訓練などへの協力
- 災害弱者への援護
- ボランティアの受け入れ調整

災害ボランティアセンターの役割

市では、地震や風水害などにより甚大な災害が発生した場合、社会福祉協議会と連携し、ウェルス幸手（幸手市社会福祉協議会所在地）又は市役所（対策本部）に災害救援ボランティアの活動拠点（災害ボランティアセンター）を置くこととしています。

主な役割：

- ・市内外からのボランティアの受け入れ
- ・ボランティアの派遣（清掃、炊き出し、救援物資の仕分け及び配布等）
- ・被災場所の情報収集
- ・避難行動要支援者の介助及び看護補助



第 3 章

自主防災組織補助金申請

この章では、市で行っている自主防災組織に係る補助金について説明します。市では、自主防災組織設立時、資機材購入時、防災訓練実施時に補助金を交付しておりますので活用ください。



1 幸手市自主防災組織補助金要綱

市では、「人と自然、街をいかし、市民と行政の協力による安全な防災まちづくり 幸手」という基本理念に基づき、区又は複数の区を単位とした「自主防災組織」の結成・育成の強化を図るため、「幸手市自主防災組織補助金交付要綱」を制定し、市と地域住民の協力体制づくりを推進しております。

【自主防災組織の設立要件】

設立要件におきましては「幸手市自主防災組織補助金交付要綱」第2条第1項により下記のとおり定められております。

自主防災組織 区又は複数の区を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、幸手市自主防災組織設立届出書(様式第1号)により、市長に届出があったものをいう。

ア 防災に関する意識の啓発及び知識の普及

イ 地震等の災害に関する予防

ウ 災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護及び給食・給水等の応急対策

エ 防災訓練及び防災教室等の開催

オ 上記に掲げるもののほか、自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

以上のように定められておりますので、上記の要件を満たした組織を作る必要があります。

※提出書類として「幸手市自主防災組織設立届出書(様式第1号)」(p51)及び添付書類として規約(p65)・役員名簿(p67)・組織図(p4)・区域図を提出して頂き、審査して認められた組織を防災組織として受理いたします。その後補助金の申請をすることが出来ます。

(1) 幸手市自主防災組織設立時補助金

- ・自主防災組織を設立した時に1回限り交付します。
- ・補助金額は1団体につき3万円です。

(2) 幸手市自主防災組織資機材等購入補助金

- ・初回は20万円を限度として、購入金額の4分の3以内の額を補助します。
- ・2回目以降は10万円を限度として、購入金額の2分の1以内の額を補助します。(ただし、消耗品等は補助の対象になりませんので注意して下さい。)

※既に補助を受けている組織につきましては、2回目購入時に初回の基準を適用して支給します。

区 分	品 名
本部運営用	作業着、帽子、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、防水シート、テント、ベスト
情報連絡用	携帯用無線通信機、トランジスターラジオ
消火活動用	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース
救出救護用	スコップ、バール、ツルハシ、ハンマー、斧、鋸、掛矢、ジャッキ、ロープ、梯子、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット、AED、救助用ボート
避難誘導用	避難誘導旗、ハンドマイク、強力ライト
給食給水用	鍋、釜、携帯用コンロ、ポリタンク、浄水器
その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫	自主防災倉庫その他当該倉庫に必要な備品

(3) 幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金

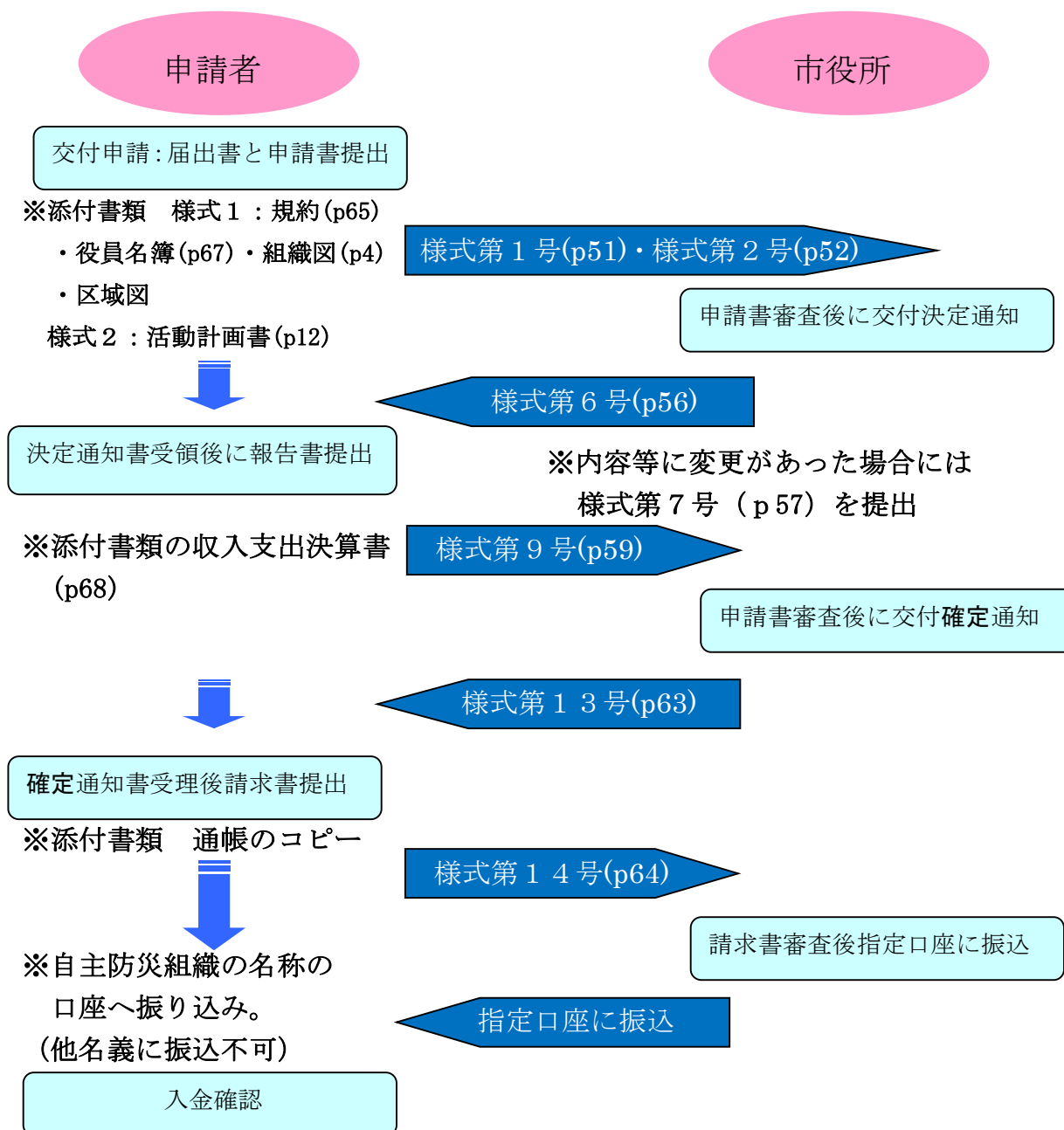
- ①情報収集・伝達訓練
- ②避難誘導訓練
- ③初期消火訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤給食・給水訓練
- ⑥上記に掲げるもののほか、災害発生に備えて実施する訓練
- ・均等割額2万円プラス、世帯割（世帯数×50円）の合計額もしくは、防災訓練の実費経費を比較して少ない方の額を補助します。
- ※請求は毎年度可能です。
- ※個別訓練のうち **3以上の個別訓練について実施するものが対象**です。ただし、3以上の個別訓練を計画し雨天等の不可抗力により個別訓練等を実施する時は防災訓練の対象となります。
- ※事前に市又は消防署に申請することで災害補償制度が適用になります。
- （P23参照）

(4) 幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金

- ・防災士資格取得時に交付します。
- ・補助金対象は防災士の資格を取得するための講座受講料です。
- （受験料、登録料及び会場までの交通費等は対象外となります。）

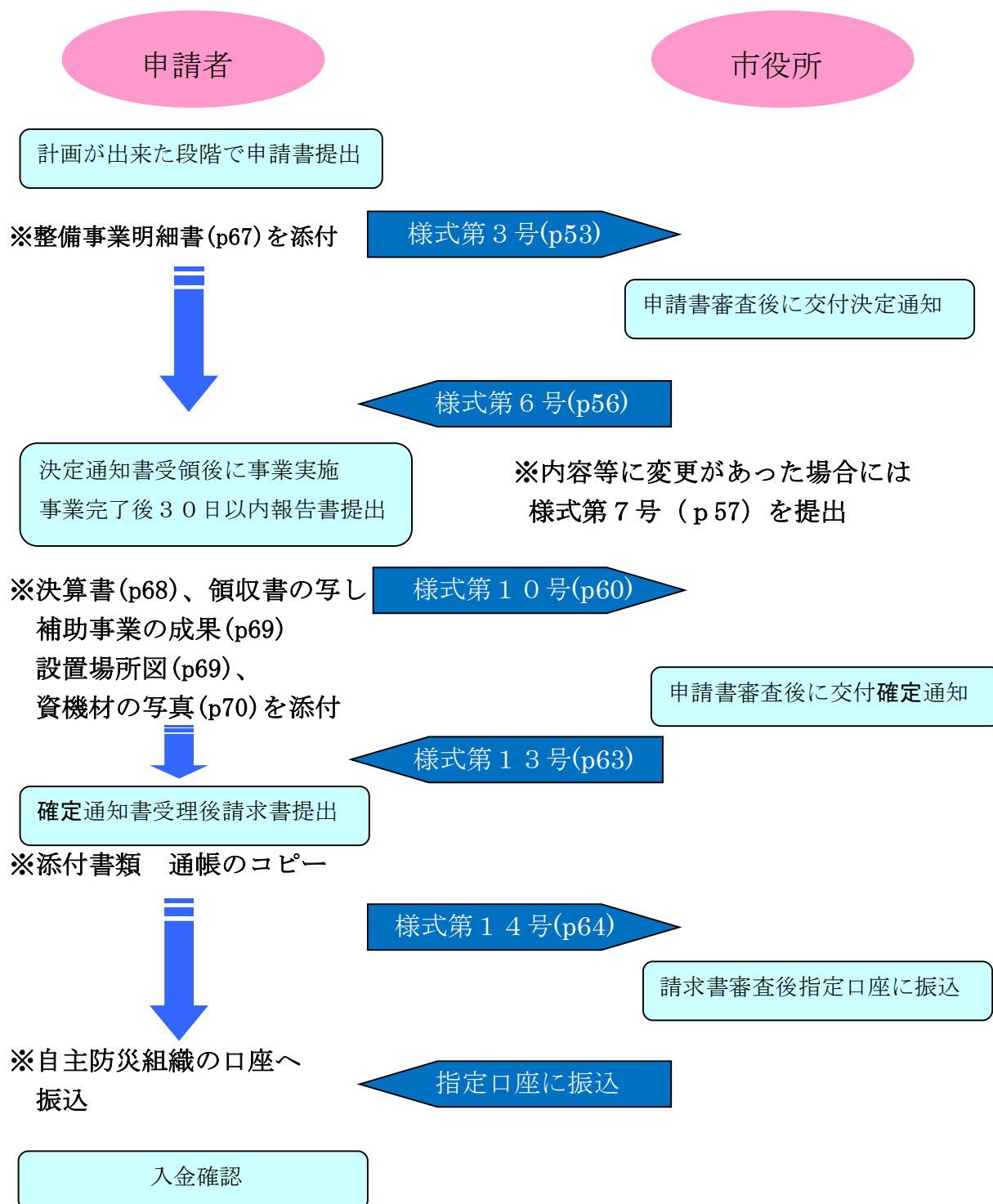
2 幸手市自主防災組織補助金の手続き

(1) 設立補助金



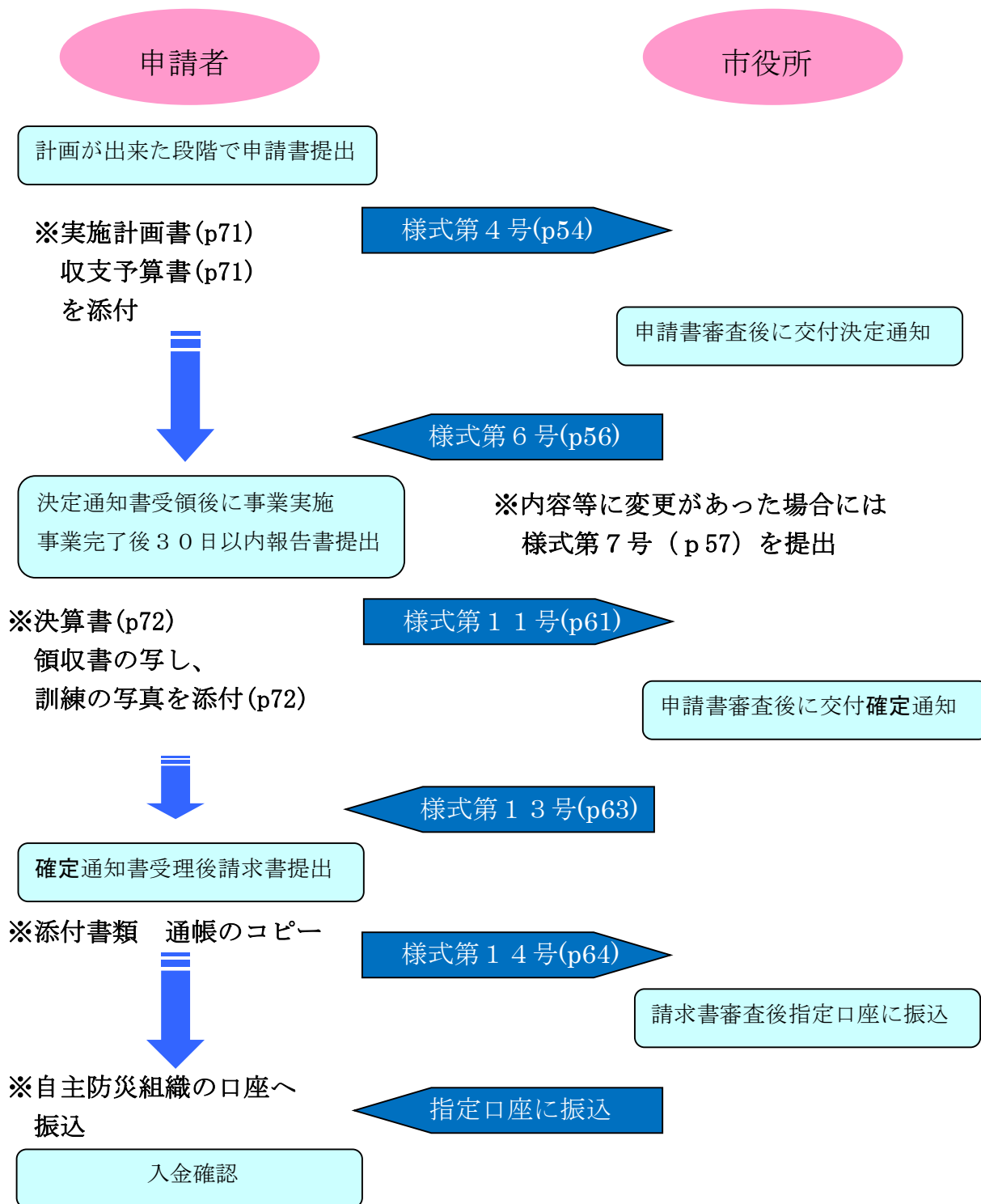
※補助金は円単位とするので、円未満円は切り捨てとします。虚偽等による不正があった場合等に返還させることがあります。必要な場合には検査を行うことがあります。事業完了後、5年間は処分の制限があります。補助事業に係る帳簿等を事業完了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。

(2) 防災資機材購入補助金



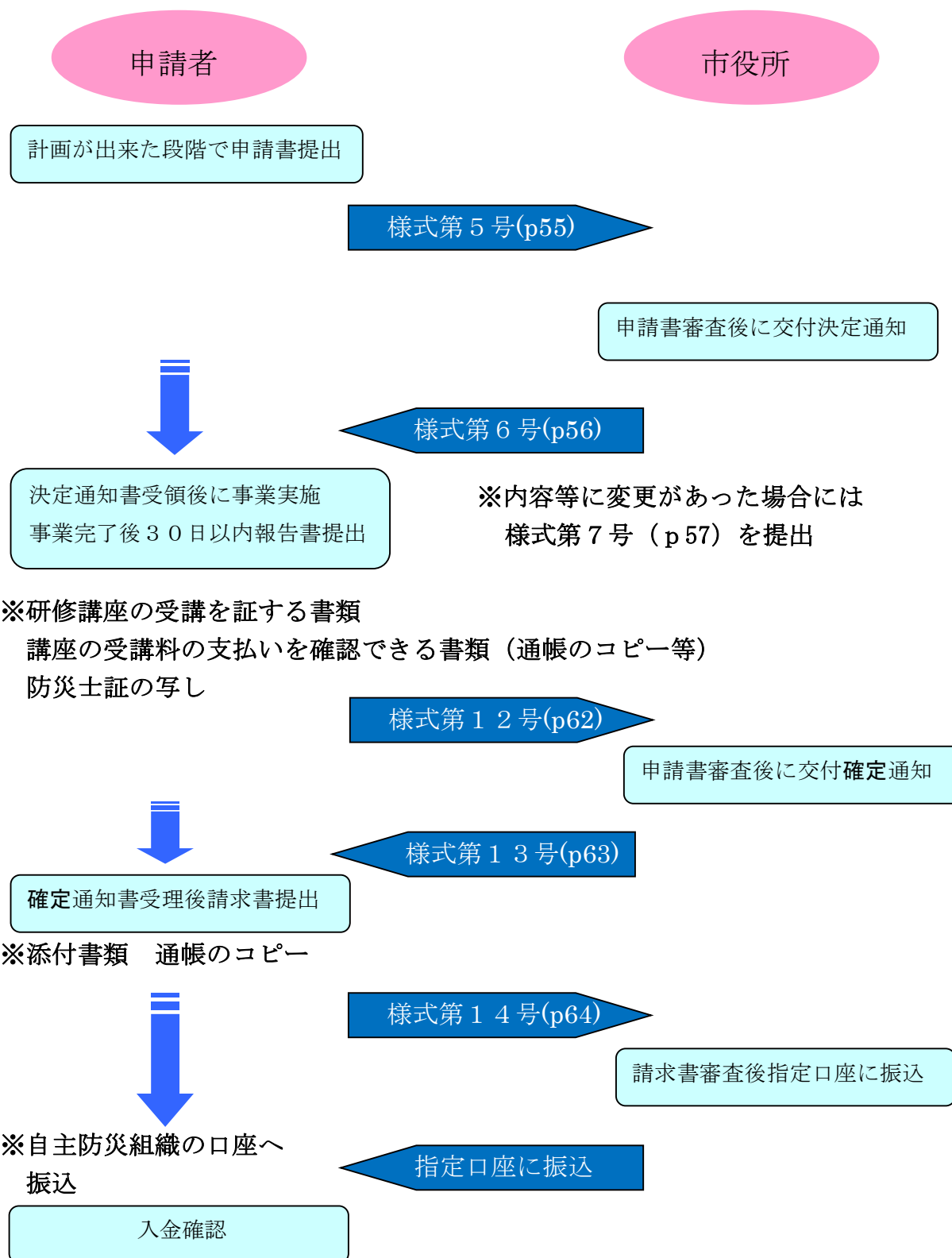
※資機材については、備品等の資機材が対象です。消耗品や食料等については対象にならないので注意（P 32（2）参照）

(3) 防災訓練実施補助金



※訓練は市が指定する3つ以上の個別訓練が必要です(P33参照)
また事前に申請することで補償制度が適用になります。(P23参照)

(4) 防災士資格取得補助金



資 料 編

目 次

1. 自主防災組織台帳（モデル）	3 9
2. 世帯台帳（モデル）	4 0
3. 人材台帳（モデル）	4 1
4. 避難行動要支援者台帳（モデル）	4 2
5. 防災倉庫の備蓄状況（モデル）	4 3
6. 安否確認カード（モデル）	4 4
7. 避難者名簿（モデル）	4 4
8. 避難者集計表（モデル）	4 5
9. 幸手市自主防災組織補助金交付要綱	4 6
(1) 幸手市自主防災組織設立届出書(様式第 1 号)	5 1
(2) 幸手市自主防災組織設立補助金交付申請書(様式第 2 号)	5 2
(3) 幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書(様式第 3 号)	5 3
(4) 幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書(様式第 4 号)	5 4
(5) 幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書(様式第 5 号)	5 5
(6) 幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施 ・ 防災士資格取得）補助金交付決定通知書（様式第 6 号）	5 6
(7) 幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施 ・ 防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認申請書(様式第 7 号)	5 7
(8) 幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施 ・ 防災士資格取得）補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第 8 号）	5 8
(9) 幸手市自主防災組織設立補助金実績報告書(様式第 9 号)	5 9
(10) 幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書(様式第 10 号)	6 0
(11) 幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書(様式第 11 号)	6 1
(12) 幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金実績報告書(様式第 12 号)	6 2
(13) 幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施 ・ 防災士資格取得）補助金確定通知書（様式第 13 号）	6 3
(14) 幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施 ・ 防災士資格取得）補助金交付請求書（様式第 14 号）	6 4
10. 自主防災組織規約（例）	6 5
11. 役員名簿（例）・整備事業明細書（例）	6 7
12. 設立時収入支出決算書・防災資機材購入時収入支出決算書（例）	6 8
13. 補助事業の成果（整備事業明細書）（例）・保管場所図（例）	6 9
14. 防災資機材の写真（例）	7 0
15. 防災訓練実施計画書（例）・防災訓練実施予算書（例）	7 1
16. 防災訓練収入支出決算書（例）・訓練写真（例）	7 2
17. 防災計画（例）	7 3

自主防災組織台帳（モデル）

自主防災組織名													
会長氏名	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢	(就任 年 月)	年齢					
電話番号													
世帯数		戸		戸		戸		戸					
人 口		人		人		人		人					
規 約		有 ・ 無			防災計画書		有 ・ 無						
地域内で 注意すべき 危険箇所		危険の種類	世帯数	人数	対 処 方 法								
活 動 の 状 況	実施年度	年度			年度			年度			年度		
	内容 区分	時 期	内 容	参加人数	時 期	内 容	参加人数	時 期	内 容	参加人数	時 期	内 容	参加人数
	防 災 訓 練												
	講 習 会 等												



世帯台帳（モデル）

自主防災組織名

〔 プライバシーの保護に配慮して
自主防災会長が責任を持って保管する 〕

世 帯 主				電話番号	
住 所					
住居形態 ※		持家(平屋・二階屋)・借家・アパート・マンション・その他 ()			
地域特性 ※		1 延焼火災危険予想地域 2 その他 ()			
避難 先	山・崖崩れ、土石流 危険予想地域	※ 災害発生時	1 一時避難所 2 市指定避難所 3 その他 ()		
	延焼火災危険予想地域		一時避難場所〔 その他の避難場所〔		
	その他の地区	災害発生 後、自宅に 住めなくな った場合	避難場所〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話 〔		

NO	ふりがな		続柄	生年月日	血液型		昼間の居場所	緊急時の自主防災組織への協力 可能＝○ 不可能＝× 下段＝協力可能な曜日		防災上の参考事項 〔役立つ資格・技能等〕 要支援者理由
	氏	名			A O B	R h		昼間	夜間	

■※＝該当する項目を○で囲む

■防災上役立つ資格・技能等＝(例)元消防団員、保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師
栄養・調理師、アマチュア無線有資格者などを記入する

■要支援者理由＝介護を要する家族がいる場合に記入（寝たきり、歩行障害、視覚障害、聴覚障害など）

人材台帳（モデル）

自主防災組織名

資格・ 技能等	ふりがな	住 所	職 業	連絡先・方法 (電話番号)		備 考
	氏 名					
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		
				昼 間		
				夜 間 休 日		

■資格・技能等の例＝元消防団員、保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、
栄養・調理師、アマチュア無線有資格者など

秘

避難行動要支援者台帳（モデル）

自主防災組織名

プライバシーの保護に配慮して
自主防災会長が責任を持って保管する

状 態	ふりがな 要支援者 氏名、住所、電話番号		特記事項	援 護 担 当		備 考
	氏 名	住所		氏 名	連絡先	
	氏名					平日昼間 夜間・休日
	住所					平日昼間 夜間・休日
	電話番号					平日昼間 夜間・休日
	氏名					平日昼間 夜間・休日
	住所					平日昼間 夜間・休日
	電話番号					平日昼間 夜間・休日
	氏名					平日昼間 夜間・休日
	住所					平日昼間 夜間・休日
	電話番号					平日昼間 夜間・休日
	氏名					平日昼間 夜間・休日
	住所					平日昼間 夜間・休日
	電話番号					平日昼間 夜間・休日
	氏名					平日昼間 夜間・休日
	住所					平日昼間 夜間・休日
	電話番号					平日昼間 夜間・休日

- 【注】 ■状態欄には、寝たきり・歩行困難・どんな障害を持っているか等を記入する
 ■特記事項には、移動に要する器具など、介護に際して留意すべき事項を具体的に記入する
 ■昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める
 ■援護担当は、家族も含め対処しやすい状況にある順とする（要介護状態により最高3人まで）
 ■作成にあたり必要に応じて民生委員などの協力を得る
 ■備考欄には、一日の援護担当の主な時間帯を○で囲む

防災倉庫の備蓄状況（モデル）

番 号	防災倉庫の所在地	鍵の管理者名	住 所	電 話
①	〇〇公園内	〇〇 〇〇		
②	〇〇自治会館敷地内	〇〇 〇〇		
種 別	品 目	防災倉庫番号		合 計
		①	②	
救急救助	エンジンカッター	1	0	1
	ジャッキ	1	1	2
	チェーンソー	0	1	1
	スコップ	5	5	10
	バール			
避難生活	食料	〇食	〇食	〇〇食
	水	〇リットル	〇リットル	〇リットル
	ロープ	1	1	2
	テント	1	0	1

安否確認カード（モデル）

避難場所名：				
自宅住所	TEL			
避難日時	年 月 日 時 分 ころ	退 所	年 月 日	
退所後住所		退所後電話		

氏名（年齢）	性別	避難の状況等	健康等	備 考
(ふりがな) ----- (才)	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか？) ☐ 連絡がとれない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要援護 ☐ 死亡	
(ふりがな) ----- (才)	男 ・ 女	☐ この避難所に避難している ☐ 自宅に残っている ☐ 他の場所に避難している (どこですか？) ☐ 連絡がとれない	☐ けが ☐ 病気 ☐ 要援護 ☐ 死亡	

①このカードは、親族、知人などからの安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。
 ②運営本部員や市役所の職員が、問合せのあった人のカードを検索し、相手に回答します。
 ③プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。（どちらかに○をつけてください）

1 閲覧してもよい	2 閲覧してほしくない
-----------	-------------

避難者名簿（モデル）

避難所名			開設期間		平成 年 月 日 時から		
					平成 年 月 日 時まで		
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備 考
			歳	男 ・ 女	日 時 分	日 時 分	

避難者集計表（モデル）

避難場所名		記入日時	年 月 日 時 分	記入者	
		報告日時	年 月 日 時 分	報告者	

避難者総数（A）	傷病者数（B）	要支援者数（C）	備 考
人	人	人	

集 計 の 方 法	避 難 者 の 動 向
☐ 運営本部員が聞き取りなどにより集計 ☐ 市役所職員が聞き取りなどにより集計 ☐ 安否確認カードにより集計 ☐ その他	☐ 増加傾向 ☐ 減少傾向 ☐ 不明

●場所別避難者内訳

区 分	避難者数	男	女	備 考
体 育 館	人	人	人	
教 室	人	人	人	
	人	人	人	
合 計	(A) 人	人	人	

●傷病者数

区 分	傷病者数	男	女	備 考
重 傷 者	人	人	人	
軽 傷 者	人	人	人	
負傷者小計	人	人	人	
病 人	人	人	人	
	人	人	人	
合 計	(B) 人	人	人	

●要支援者数

区 分	要支援者数	男	女	備 考
高 齢 者	人	人	人	
障 害 者	人	人	人	
乳 幼 児	人	人	人	
小学校低学年	人	人	人	
妊 産 婦	人	人	人	
外 国 人	人	人	人	
	人	人	人	
合 計	(C) 人	人	人	

幸手市自主防災組織補助金交付要綱

平成 17 年 5 月 2 日

告示第 58 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、活動上必要な防災資機材等の購入及び防災訓練を実施する自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、幸手市補助金等の交付に関する規則（昭和 54 年規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 自主防災組織 区又は複数の区を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、幸手市自主防災組織設立届出書(様式第 1 号)により、市長に届出があったものをいう。

ア 防災に関する意識の啓発及び知識の普及

イ 地震等の災害に関する予防

ウ 災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護及び給食・給水等の応急対策

エ 防災訓練及び防災教室等の開催

オ 上記に掲げるもののほか、自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資機材等 自主防災組織が防災活動を行ううえで、使用する別表第 1 に掲げる資機材等をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3 以上の個別訓練について実施するものをいう。ただし、3 以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、個別訓練等を実施する場合も防災訓練とする。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 初期消火訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

カ 上記に掲げるもののほか、災害の発生に備えて実施する訓練
(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災組織の設立

(2) 防災資機材等の購入

(3) 防災訓練の実施

(4) 防災士の資格取得

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する活動に要する経費のうち、別表第 2の補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織に対して、設立にあつては 1 回限りとし、防災資機材等の購入、防災訓練の実施及び防災士の資格取得にあつては年 1 回限りとする。

(平 24 告示 71・一部改正)

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体代表者（以下「申請者」という。）は、幸手市自主防災組織設立補助金交付申請書(様式第 2 号)、幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書(様式第 3 号)、幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書(様式第 4 号)又は幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第 6 条 市長は、前条の申請書を受理し、事業の内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金交付決定通知書(様式第 6 号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第 7 条 前条に規定する補助金交付決定通知を受けた申請者は、事業に変更等が生じるときは、幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 7 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓

練実施・防災士資格取得)補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに幸手市自主防災組織設立補助金実績報告書(様式第 9 号)、幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書(様式第 10 号)、幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書(様式第 11 号)又は幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金実績報告書(様式第 12 号)を提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業完了後 30 日以内とする。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付額を確定したときは、幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金確定通知書（様式第 13 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、その写しを添えて幸手市自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得）補助金交付請求書（様式第 14 号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、自主防災組織が、虚偽その他の不正による補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第 12 条 市長は、補助金の交付決定を受けた自主防災組織に対し、必要があると認めるときは、検査を行うことができる。

(財産処分の制限)

第13条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、申請者が補助金の全

部に相当する金額を市に納付した場合又は事業完了後 5 年を経過した場合はこの限りではない。

(書類の整備等)

第 14 条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

(平 24 告示 71・旧附則・一部改正)

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の幸手市自主防災組織補助金交付要綱による防災資機材等の購入に係る補助金の交付を受けている自主防災組織については、2 回目の防災資機材等の購入に係る補助金交付申請分に限り、改正後の幸手市自主防災組織補助金交付要綱の規定による初回の補助金額を交付する。

(平 24 告示 71・追加)

別表第 1(第 2 条関係)

区分		品名
防災 資機 材	本部運営用	作業着、帽子、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、防水シート、テント、ベスト
	情報連絡用	携帯用無線通信機、トランジスターラジオ
	消火活動用	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース
	救出救護用	スコップ、バール、ツルハシ、ハンマー、斧、鋸、掛矢、ジャッキ、ロープ、梯子、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット、A E D、救助用ボート
	避難誘導用	避難誘導旗、ハンドマイク、強力ライト
	給食給水用	鍋、釜、携帯用コンロ、ポリタンク、浄水機
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		自主防災倉庫その他当該倉庫に必要な備品

別表第 2(第 4 条関係)

(平 24 告示 71・一部改正)

補助対象		補助金額
自主防災組織の 設立		均等割額 30,000 円
防災資 機材等 の購入	初回	購入金額の 4 分の 3 以内の額。ただし、200,000 円を限度とする。
	2 回目以降	購入金額の 2 分の 1 以内の額。ただし、100,000 円を限度とする。
防災訓練の実施		世帯割額(世帯数に 1 世帯当たりの金額 50 円を乗じて得た額)に均等割額 20,000 円を加えて得た額と防災訓練に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額
防災士の資格取得		防災士の資格を取得するための講座受講料(受験料、登録料及び会場までの交通費は除く。)

様式第 1 号(第 2 条関係)

幸手市自主防災組織設立届出書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

下記のとおり自主防災組織を設立しますので、届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自 主 防 災 組 織 名				
代 表 者	住 所	幸手市		
	氏 名		電 話	()
組 織 構 成 世 帯 数		世帯		
組 織 構 成 人 口		人		
組 織 設 立 年 月 日		年 月 日		
母 体 自 治 行 政 区				

2 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図

様式第 2 号(第 5 条関係)

幸手市自主防災組織設立補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

幸手市自主防災組織設立補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 自主防災組織設立事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 組織設立年月日 年 月 日
- 4 組織構成世帯数 世帯
- 5 補助事業の内容
 - (1) 活動計画書

様式第 3 号(第 5 条関係)

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金の交付を受けたいので、
幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添
えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災資機材等購入事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 事業実施期間 年 月 日から
年 月 日まで 年(日)間
- 4 組織構成世帯数 世帯
- 5 補助事業の内容
 - (1) 整備事業明細書

様式第 4 号 (第 5 条関係)

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災訓練事業

2 補助金交付申請額 金 _____ 円

3 事業目的 防災訓練

(1) 実施予定日 年 月 日 ()

(2) 実施予定場所 幸手市 地内

4 組織構成世帯数 世帯

5 補助事業の内容

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

様式第 5 号 (第 5 条関係)

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金の交付を受けたいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 補助事業の名称 | 年度自主防災組織防災士資格取得事業 |
| 2 補助金交付申請額 | 金 _____ 円 |
| 3 受講コース名 | _____ |
| 4 研修機関名 | _____ |
| 5 受講期間 | 年 月 日 から
年 月 日 まで |
| 6 受講者氏名 | _____ |
| 7 受講者住所 | _____ |
| 8 受講者電話番号 | _____ |

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 号

年 月 日

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災
訓練実施・防災士資格取得)補助金交付決定通知書

(組織の名称)

(代表者名) 様

幸手市長 印

年 月 日付けをもって申請のありました幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払

3 条 件

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第 7 号(第 7 条関係)

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施
・防災士資格取得)補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

年 月 日付け幸 第 号で補助金の交付決定を受けた幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金について、申請内容を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更の内容

様式第 8 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施
・防災士資格取得)補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書

(組織の名称)

(代表者名) 様

幸手市長 印

年 月 日付けで補助金変更(中止・廃止)承認申請のありました幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|--------------------------------------|-----|
| 1 | 補助事業の名称 | 自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)事業 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 変更前 | 金 円 |
| | | 変更後 | 金 円 |
| 3 | 変更の内容 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |

様式第 9 号 (第 8 条関係)

幸手市自主防災組織設立補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた幸手市自主防災組織設立補助事業の 年度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 年度自主防災組織設立事業

2 補助金交付決定額 金 円

3 組織設立日 年 月 日

4 組織構成世帯数 世帯

5 添付書類

(1) 収入支出決算書

様式第 10 号(第 8 条関係)

幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)幸手市長

自主防災組織名

住 所

代表者 印

電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助事業の 年度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災資機材等購入事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業実施期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 年(日)
間
- 4 組織構成世帯数 世帯
- 5 添付書類
 - (1) 収入支出決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助事業の成果(整備事業明細書)
 - (4) 保管場所又は設置場所図
 - (5) 防災資機材等の写真

様式第 11 号(第 8 条関係)

幸手市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の
通知を受けた幸手市自主防災組織防災訓練実施補助事業の 年度
における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条の規
定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度自主防災組織防災訓練実施事業
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 防災訓練実施日 年 月 日 ()
- 4 防災訓練実施場所 幸手市
- 5 組織構成世帯数 世帯
- 6 添付書類
 - (1) 収入支出決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 防災訓練の写真

様式第 12 号(第 8 条関係)

幸手市自主防災組織防災士資格取得補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の
通知を受けた幸手市自主防災組織防災士資格取得補助事業の 年
度における実績について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|--------------------|
| 1 補助事業の名称 | 年度自主防災組織防災士資格取得事業 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3 防災士研修講座 | |
| (1) 受講コース名 | _____ |
| (2) 研修機関名 | _____ |
| (3) 受講期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| (4) 受講者氏名 | _____ |
| (5) 受講者住所 | _____ |
| (6) 受講者電話番号 | _____ |
| 4 添付書類 | |
| (1) 研修講座の受講を証する書類 | |
| (2) 講座（教育課程の一環として実施されるものを除く。）の受講
料を確認できる書類 | |
| (3) 防災士証の写し | |

様式第 13 号(第 9 条関係)

第 号

年 月 日

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災
訓練実施・防災士資格取得)補助金確定通知書

(組織の名称)

(代表者名) 様

幸手市長 印

年 月 日付けで補助金実施報告書のありました幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第 14 号(第 10 条関係)

幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災

訓練実施・防災士資格取得)補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)幸手市長

組織の名称

住 所 幸手市

代表者氏名 印

電 話 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた幸手市自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施・防災士資格取得)補助金について、幸手市自主防災組織補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行						支店
口座種類・番号	普通・当座						
ふりがな							
口座名義							

※ 振込み口座の確認のため、預金通帳のコピーを添付してください。

自主防災組織規約（例）

〇〇自主防災会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇自治会館に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協働の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及
- （2）地震などに対する予防
- （3）地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- （4）前号に関する訓練
- （5）資機材などの整備
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇区（以下「区」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 1 名
- （3）班 長 若干名
- （4）監 事 2 名

2 会長及び副会長は、自治会の防災部長、防災部副部長をもって充て、班長及び監事は、自治会の班長及び監事をもって充てる。

（役員の仕事）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

※ p 70 参考

(顧問等)

第8条 本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、〇〇会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第10条 本会は第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(会費等)

第11条 本会の会費及び運営に要する経費は、〇〇会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

この会則は、 〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

〇〇自主防災会 役員名簿（例）

役員	氏名	住所	電話番号
会長	幸手 太郎	幸手市東４－６－８	４３－１１１１
副会長			
副会長			
総務班長			
消火班長			
情報班長			
避難誘導班長			
救援救護班長			
給水給食班長			
会計			
幹事			

整備事業明細書（例）

防災資機材購入計画

品 名	数 量	価 格	備 考
防災倉庫			組立費・工賃込み
救助工具			
救急セット			〇〇人用
担架			〇〇式
発電機			
投光機			
コードリール			
ヘルメット			
ハンドマイク			
合 計		〇〇〇, 〇〇〇円	

設立時

収入支出決算書（例）

収入の部

項 目	金 額	備 考
幸手市自主防災組織設立補助金	〇〇〇, 〇〇〇円	
自治会費	〇〇〇, 〇〇〇円	
合 計	〇〇〇, 〇〇〇円	

支出の部

項 目	金 額	備 考
会議時飲み物代	〇〇〇, 〇〇〇円	
自主防災会ハンコ作成料	〇〇〇, 〇〇〇円	
資料作成コピー代		
合 計	〇〇〇, 〇〇〇円	

防災資機材購入時

収入支出決算書（例）

収入の部

項 目	金 額	備 考
幸手市自主防災組織防災資機材等購入補助金	〇〇〇, 〇〇〇円	
自治会費	〇〇〇, 〇〇〇円	
合 計	〇〇〇, 〇〇〇円	

支出の部

品 目	購 入 先	価 格
防災倉庫	〇〇会社	〇〇〇, 〇〇〇円
防災資機材	〇〇会社	〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇商店	〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇金物店	〇〇〇, 〇〇〇円
合 計		〇〇〇, 〇〇〇円

補助事業の成果（整備事業明細書）（例）

防災資機材購入計画

品 名	数 量	価 格	備 考
防災倉庫			組立費・工賃込み
救助工具			
救急セット			〇〇人用
担架			〇〇式
発電機			
投光機			
コードリール			
ヘルメット			
ハンドマイク			
合 計		〇〇〇, 〇〇〇円	

補助金申請額 ￥〇〇〇, 〇〇〇円

〇〇自主防災会より ￥〇〇〇, 〇〇〇円

補助事業の成果として、上記品目を購入いたしました。

事業完了日 〇〇年〇〇月〇〇日

保管場所又は設置場所図（例）



防 災 資 機 材 の 写 真 （ 例 ）



救助工具セット

(ロープ×3・両刃のこぎり×2・ボルトカッター・大ハンマー・バール×2)



カマドセット

〇〇自主防災会防災訓練実施計画書（例）

1、日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時～〇〇時まで

2、場 所 〇〇自治会館

3、訓練内容

①避難誘導訓練

②情報収集・伝達訓練

③初期消火訓練

④救出・救助訓練

消防職員指導

⑤給食・給水訓練 炊き出し（カレーライス・豚汁）

4、そ の 他

雨天の場合①、③は中止。

②、④、⑤については自治会館内にて行う

〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施予算書（例）

収入の部

項 目	摘 要	金 額
幸手市自主防災組織 防災訓練実施補助金	20,000 + @ 50 × 〇〇世帯	¥00,000-
自治会費		¥00,000-

収入合計 ¥000,000-

支出の部

項 目	摘 要	金 額
炊き出し費	とん汁	¥00,000-
訓練時飲物代	ジュース 〇〇本	¥00,000-
防災啓発品	防災パンフレット	¥00,000-
訓練用防災用品	腕章 ブルーシート 軍手	¥00,000-
雑費	発砲どんぶり 看板 写真	¥00,000-

支出合計 ¥000,000-

〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練 収入支出決算書（例）

収入の部

項 目	摘 要	金 額
幸手市自主防災組織 防災訓練実施補助金	20,000+@50×〇〇世帯	¥00,000-
自治会費		¥00,000-

収入合計 ¥000,000-

支出の部

項 目	摘 要	金 額
炊き出し費	とん汁	¥00,000-
訓練時飲物代	ジュース 〇〇本	¥00,000-
防災啓発品	防災パンフレット	¥00,000-
訓練用防災用品	腕章 ブルーシート 軍手	¥00,000-
費	発砲どんぶり 看板 写真	¥00,000-

支出合計 ¥000,000-

〇〇自主防災会防災訓練実施写真（例）

日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時~〇〇時

場 所 〇〇自治会館



消火訓練

※訓練数に応じて撮影

〇〇防災計画（例）

1 目的

この計画は、_____自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による、生命、財産の被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食給水に関する事。
- (9) 衛生処理に関する事。
- (10) 警備に関する事。
- (11) 避難行動要支援者に関する事。
- (12) 一時避難場所に関する事。
- (13) 防災資機材に関する事。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙の自主防災組織の編成及び任務分担を定め実施する。

4 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

- | | | | | | |
|---|-----------|---|-------|---|--------|
| ア | 情報収集受伝達訓練 | イ | 消火訓練 | ウ | 救出救護訓練 |
| エ | 避難誘導訓練 | オ | 給食訓練 | カ | 給水訓練 |
| キ | 地震動体験訓練 | ク | 煙体験訓練 | ケ | その他の訓練 |

(3) 総合訓練

総合訓練は、3以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 訓練の時期及び方法等

ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。

イ 実施時期については、総会に諮り決定する。

5 情報の収集伝達対策

(1) 被害状況等を把握し、連合災害対策本部及び防災機関等への伝達並びに関係機関等との連絡調整

(2) 二次災害の防止のための呼びかけ

(3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報

6 出火防止及び初期消火対策

大規模地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止と初期消火の徹底を図る。

(1) 出火防止

ア 石油ストーブ、ガス器具等の火気使用器具の点検整備と、その周辺の整理整頓

イ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及・啓発

ウ 石油類、ベンジンなど危険物類の安全管理

エ 避難時の電気ブレーカーの遮断

オ その他建物等の落下、倒壊危険個所の確認

(2) 初期消火

ア 家庭における消火器、水バケツの設置

イ バケツリレー方式や水消火器による消火活動の実践

7 救出救護対策

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者がでた時は、自主防災組織や市で備えている防災資機材等を使って直ちに救出活動を行う。また、救護活動も併せて実施する。

(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、市が設置する仮設救護所へ搬送するが、負傷程度によっては付近の病院、医院への搬送も考える。

(3) 負傷者の救出救護が自主防災組織では困難な場合、連合災害対策本部や

防災機関等に救助を求める。

8 避難対策

(1) 避難の勧告・指示

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告・指示が発令されたとき（住民への周知は、防災行政用無線、広報車、電話、ラジオ、テレビ等による）は、自主防災組織の防災本部長は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大等により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難の勧告・指示がない場合で、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。ただし、避難した場合、その旨を連合災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災組織の防災本部長(自治会長)の指示に従い、住民を一時避難場所及び広域避難所へ避難させる。

イ 避難誘導する場合は、ハンドマイク等を用いて、人員を確かめ避難行動要支援者に配慮した避難方法とし、避難誘導旗等を目印にして避難する。

(3) 避難路の確認

ア 自治会の各一時避難場所等から広域避難所までの避難路を、あらかじめ二つ以上決めておき、状況に応じた避難経路を選択する。

イ また、避難路の選定にあたっては、その経路を事前に調査し、日頃から歩いて危険箇所等の有無を確認をしておく。

(4) 避難経路

避難路は〇〇〇通り、ただし〇〇〇通りが通行不能の場合は、△△通りとする。（又は、「別紙、避難経路図のとおりとする」）

避難経路については、事前に地域住民に周知しておく。

9 給食給水対策

(1) 家庭では、食糧（米、缶詰等）、飲料水（一日一人3ℓを目安）等を3日分以上備蓄し、避難する時は備蓄品を携行する。

(2) 防災機関の救助活動が開始された場合は、その救援物資や飲料水等の受入れや配分について協力する。

(3) 自主防災組織又は避難所に保管している浄水機を活用して飲料水の確保に努めるとともに、事前にその取扱いを習得し災害時に備える。

(4) 地域にある井戸を事前に調査し、井戸の所有者と協議し、災害時には井戸水の活用を考える。

10 衛生対策

災害時において、各家庭の便所は使用不能となることが考えられるので、その場合の排泄物、ごみ等の対策を検討し処理計画を確立する。

- (1) 仮設トイレ用資材の確保とその設置、消毒。
- (2) 家庭での水洗便所が使用不可能となった場合の対策を検討する。
- (3) ごみの分別を徹底し、ごみ処理や消毒の実施など環境衛生を図る。
- (4) 市による消毒作業の協力をする。

11 警備対策

災害時における周辺地域の状況を監視するとともに、パニック及び流言飛語の防止並びに防犯警備を実施する。

12 防災知識の啓発活動

(1) 啓発事項

- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等の知識に関すること。
- ウ 地域周辺の地形や施設（例えば、避難所や一時避難場所）等に関すること。
- エ 家庭の防災知識に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 防災訓練、防災教室、講演会、映画(ビデオ)会等の開催
- ウ 家庭内におけるパンフレット等の掲示

(3) 実施時期

- ア 地域防災の日（毎月第1日曜日）
- イ 防災の日（9月1日）や防災週間中（8月30日～9月5日）
- ウ 防災とボランティアの日（1月17日）や防災とボランティア週間中（1月15～21日）
- エ 春（3月1～7日）と秋（11月9～15日）の火災予防運動期間中
- オ 随時、計画を立て防災機関の指導を受けて実施

13 避難行動要支援者対策

災害時において、避難行動要支援者の避難やその後の生活については、地

域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より、避難行動要支援者の把握に努め、その対策を検討する。

また、優先的に広域避難所における避難生活ができるよう組織内で配慮する。

14 一時避難場所の運営

ア 地域内に指定するすべての一時避難場所には、必ず責任者を配置し、避難状況等の把握に努める。(この責任者の名称を「一時避難場所責任者」とする)

イ 住民の一時避難については、必ずしも指定する一時避難場所とは限らないため(車の中、自宅の庭先等)、一時避難場所に行かないものは、必ず一時避難場所責任者へ避難先等の情報を報告するよう、日頃より周知徹底を図る。

15 防災資機材の備蓄及び管理

防災資機材の備蓄及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼動できる状況を保つ。

*この計画書は、作成の一例です。

*各組織で実情に合わせて作成してください。



自主防災組織活動の手引き

平成 2 4 年 1 1 月 初版発行

平成 2 7 年 4 月 2 訂版発行

平成 2 8 年 4 月 3 訂版発行

幸手市役所 危機管理防災課